

広島県告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年五月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安佐北区大林町字火打岩五二一の三（国有林）、五二〇の三、字真香五三八の九から五三八の一まで（以上三筆国有林）、五三八の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため